

令和3年第12回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年12月27日（月） 午後1時40分		
出席委員 （18名）	1番	二月田 努	
	3番	相 良 悟	
	4番	鎌 田 陽 一	
	5番	中 村 優 志	
	6番	田 代 一 友	
	7番	松 下 さえ子	（会長職務代理者）
	8番	有 村 啓 太	
	9番	東 鶴 昭 雄	
	10番	上 原 雄 二	
	11番	清 水 和 子	
	12番	岡 村 勝 敏	
	13番	山之内 悟	
	14番	笹 峯 久 雄	
	15番	大 山 茂 美	
	16番	長 崎 恵里子	
	17番	今 村 浩 一	
	18番	常 盤 信 一	
	19番	槐 島 睦 夫	（会 長）
欠席委員 （1名）	2番	中 園 真 一	
事 務 局 振興農地グループ	事務局長	内田 大作	次長兼グループ長 古江 洋一
	サブリーダー	中村 真貴子	主 査 剥岩 泰三
	主 事	鶴瀬 祐樹	主任主事 水迫 時巳
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地移動適正化あっせん基準」及び「霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規定」の一部改正について</p>		

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それではさっそく第12回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は2番委員より欠席届が出されていますので、18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。

事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、本日の議事録署名委員は17番委員と18番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が3件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、牧園の1と2を11番委員。
11番委員	はい、1番と2番を続けて報告いたします。1番。届出地は牧園10区自治公民館の北に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は田として利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。 続きまして2番。届出地は牧園10区自治公民館の北に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は田として使用するものです。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の3を5番委員。
5番委員	3番を報告します。届出地は新川公民館の南に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は、砂とモミを入れ耕うんするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われまます。以上、報告します。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、異議なしということで、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転5件、利用権設定46件、中間管理権の設定3件の合計54件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が12件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転5件、筆数11筆、面積26,424㎡、利用権設定46件、筆数82筆、面積166,221㎡、中間管理権の設定3件、筆数4筆、面積3,833㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と

	判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい、只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ありませんので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請4件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見、報告を求めます。まず国分の1から3までを17番委員。
17番委員	はい、まず1番です。申請地は青葉小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,440㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして2番。申請地は川原小学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,873㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして3番。申請地は牧内公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は79,346㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の4を18番委員。
18番委員	4番を報告いたします。申請地は松木・野口地区ふれあい広場の南東に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,855㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕

議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。
△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について	
議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請6件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を13番委員。
13番委員	1番につきまして報告いたします。申請地は上野原浄水場の南東に位置し、現況は原野である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の2を18番委員。
18番委員	2番を報告いたします。申請地は重久団地の南に位置し、現況は太陽光発電施設であります。なお、平成25年11月26日に太陽光発電施設にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われま。転用目的は太陽光発電施設を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われま。また、隣接地を一体利用するもので、全体計画面積は1,067㎡であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われま。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の3を8番委員。
8番委員	3番を報告します。申請地は竹山公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の4と5を16番委員。
16番委員	4番について報告いたします。申請地は持松4区公民館の北に位置し、現況は原野である。なお、平成29年頃原野化してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林と言うより竹林にするもので、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 5番について報告いたします。申請地は持松4区公民館の北に位置し、現況は竹林である。なお、平成29年頃原野化してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は竹林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の6を7番委員。
7番委員	6番について報告いたします。申請地は土橋公民館の東に位置し、現況は山林である。なお、昭和56年頃、山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。

議長（会長）	はい、調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、1月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が35件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1から5までを9番委員。
9番委員	<p>はい、それでは続けて報告いたします。1番。申請地は牧神公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は木材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>2番。申請地は府中公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>3番。申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は農業用施設である。なお、年月日不詳、造成建築済みということで始末書が添付されている。農地区分は農用区域内農地の農用地利用計画指定用途と第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は販売施設1棟、肥料庫2棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申請地は湊地区自治公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>5番。申請地は下井公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅7棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の6から溝辺の9までを8番委員。

8 番委員	<p>6 番から 9 番まで続けて報告いたします。6 番。申請地は下井公民館の北に位置し、現況は一部造成済みである。なお、年月日不詳で一部造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 4 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>7 番。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 2 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>8 番。申請地は下井公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は事務所、車庫兼倉庫、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9 番。申請地は論地公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は、6 4 4 . 6 9 m²である。一般住宅 1 棟概ね 5 0 0 m²を越えるが、面積超過理由書が添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の 1 0 と隼人の 1 1 を 7 番委員。
7 番委員	<p>1 0 番を報告いたします。申請地は三縄地区自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、事務所 1 棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。なお、今回、特別班で現地調査に回った際、優良農地が次々と転用される懸念があるため、今後の除外の判断については、委員間での協議が必要であると思いました。</p> <p>次に 1 1 番を報告いたします。申請地は上野公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅 2 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の 1 2 から 1 4 を 4 番委員。
4 番委員	1 2 番から 1 4 番まで続けて報告いたします。また、1 2 番と 1 3 番は申請人が同一ですので一緒に報告いたします。申請地は松木地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は 1 2 番が資材置場と加工場、1 3 番が駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、

	<p>転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番を報告いたします。申請地は天降川小学校の南に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸学童施設用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の15と16を13委員。
13番委員	<p>15番、16番を続けて報告いたします。まず15番です。申請地は川内地区コミュニティーセンターの南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして16番について報告いたします。申請地は川内地区コミュニティーセンターの南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の17から19を17番委員。
17番委員	<p>17番。申請地は台明寺公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして18番。申請地は台明寺公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして19番。申請地は名波ハイタウンの西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の20から24までを18番委員。
18番委員	<p>20番から24番まで続けて報告いたします。まず20番です。申請地は国分駅の西に位置し、現況は不耕作地であります。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われま。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われま。</p> <p>21番。申請地は国分駅の西に位置し、現況は田であります。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われま。転用目的は宅地分譲7区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措</p>

	<p>置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。</p> <p>22番。申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は田であります。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地を一体利用するもので、全体計画面積は2,832.68㎡であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。</p> <p>23番。申請地は国分中央高校小畑実習農場の南に位置し、現況は田であります。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。</p> <p>24番。申請地は新町公民館の北に位置し、現況は不耕作地であります。なお、令和3年12月頃宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われます。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の25を11番委員。
11番委員	25番を報告いたします。申請地は川床自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。なお、令和3年頃一部造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため、問題ないと思われる。転用目的は水力発電施設、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく牧園の26を16番委員。
16番委員	26番について報告いたします。申請地は持松3区公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の27と28を5番委員。
5番委員	<p>27番を報告いたします。申請地は野久美田公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和48年頃増築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は891㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして28番を報告します。申請地は住吉公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建</p>

	<p>築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告します。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人の29から31を7番委員。</p>
7番委員	<p>29番について報告します。申請地は西瓜川原公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>30番を報告します。申請地は隼人温泉プールの南に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。事業計画書の中で、現在田として利用しておらず、近年申請地周辺には建物の建設需要が多くなり、それに伴い資材置場が不足したため申請地を買い受け資材置場として利用したいとのことです。</p> <p>続きまして31番について報告いたします。申請地は新溝公民館の南西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。これも事業計画書の中に、※※店を現在隼人町日当山で営んでおり、近年の巣籠もり需要で資材置場に苦勞していたので、今回の申請地は自宅に隣接農地のため、最適地と思い資材置場として造成し管理していきますと記載されています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、同じく隼人の32から34までを10番委員。</p>
10番委員	<p>32番から34番まで報告いたします。申請地は見次公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして33番。申請地は隼人図書館の北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして34番。申請地は木ノ房団地の北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、福山の35を15番委員。</p>
15番委員	<p>35番を報告いたします。申請地は福地公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種</p>

	農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査委員の意見報告が終わりました。それでは只今の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
6番委員	はい。
議長（会長）	はい、6番委員。
6番委員	質問ですが、国分の18番の※※法人はどのような事をされており、どのような目的で山林にするのか教えてください。
議長（会長）	はい、それでは事務局。
事務局	※※法人は学童をされている事業所であって、目的は山林なんです。竹を植えてその学童の子どもたちとタケノコの栽培をしたいということで山林転用が出ております。※※法人は、学童をされている法人であります。
議長（会長）	6番委員よろしいですか。
6番委員	はい、わかりました。
議長（会長）	ほかにございませんか、はい、17番委員。
17番委員	1種農地の集落接続施設について先ほども委員から説明がございましたが、優良農地の申請が多いということで、4番ですか、1種農地で外れたところに特別班で審議されたと思うんですが、この場合道路が2辺接しているということですかね。
議長（会長）	今年見直しをして農政畜産課から見直しの報告を受けたところです。恐らく推進会の中でも相当揉まれた場所だと思います。
14番委員	はい。
議長（会長）	はい、14番どうぞ。
14番委員	はい。いつも1種農地の集落接続施設で迷うことがたくさんあるわけですが、1種農地の集落接続施設の法的な問題など、もう一度きちんと農地を守る方向に判断ができるようなものを作っていただければありがたいです。よろしくお願いします。
議長（会長）	溝辺の10についてほかに異論がありますか。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
事務局	はい。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、今、14番委員から1種農地の集落接続施設の考え方について意見がありましたが、まだ皆さんよく理解をされていないように感じました。来月か再来月、1種農地の考え方について研修を実施したいと思います。
議長（会長）	はい、先ほどの14番委員の質問については、勉強会を開催するというので、事務局はよろしくをお願いします。ほかにございませんか、なければ打ち切りますが。はい、それではないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、1月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地移動適正化あっせん基準」及び「霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規程」の

一部改正について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん基準」及び「霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規程」の一部改正についてを議題といたします。それではこれにつきまして事務局の説明を求めたいと思います。事務局。
事務局	はい、「農地移動適正化あっせん基準」及び「霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規程」の一部改正について説明します。平成28年3月30日付けで国から農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正の通知があったところであり、この国の実施要領の改正を理由として、これまで本市農業委員会が平成20年5月30日付けで定めていた「あっせん基準」の一部を改正するものです。農地移動適正化あっせん基準とは、農業委員会法第6条第2項及び農業振興地域の整備に関する法律第18条に基づき、農業委員会が農地のあっせんを行う場合の基準であり、農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内において、農地等が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を推進するために各農業委員会で定めているものです。 次に今回のあっせん基準の見直しを説明します。この基準は「鹿児島県農地移動適正化あっせん事業実施要領」を基に策定していることから、わかりやすい表示への修正は行わず、通知のあった文言字句を修正します。先に送付しました別紙の新旧対照表をご覧ください。新旧対照表にあるアンダーライン1本線は修正、2本線は削除となる改正になります。また、霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規程も同じくアンダーライン1本線は修正、波線は追加、2本線は削除となる改正になります。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長（会長）	事務局の説明が終わりましたが、只今の説明につきまして、皆様からご意見・ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地移動適正化あっせん基準」及び「霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規程」の一部改正につきましては、事務局より説明のありましたとおり、改正することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。よって、「農地移動適正化あっせん基準」及び「霧島市農地移動適正化あっせん事業実施手続規程」は改正し、本日より施行することに決定いたします。 それでは以上で令和3年第12回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔過去の転用の進捗状況や現地調査委員の確認等について質問あり〕
議長（会長）	ほかに皆様から何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で令和3年第12回霧島市農業委員会定例総会を終了いたしますが、今年も残すところあと僅かとなりました。皆様におかれましては、ご家族お揃いの中、穏やかなお正月を過ごされるものと思っております。来年が、皆様にとってよい年となりますよう心からご祈念申し上げまして、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15時15分

17番

18番

